

令和 6 年度和歌山県糖尿病性腎症重症化予防指導人材育成事業委託業務に係る企画提案書作成のための仕様書

1 業務の名称

令和 6 年度和歌山県糖尿病性腎症重症化予防指導人材育成事業委託業務

2 事業の目的

疾病管理等が必要な対象者に対し、住み慣れた地域で着実に保健指導を実施し、県内国民健康保険被保険者に、地域に根差した良質なサービスを提供するため、保健師や管理栄養士等の資格を持つ者に対して、糖尿病性腎症重症化予防指導に特化した知識・技能を習得できる養成講座を開催するほか、受講生が実施する面談指導に対するアドバイスを行うことにより、糖尿病性腎症重症化予防指導を実施できる人材を育成し、その後の市町村における保健指導の実効性を高めることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

4 事業対象者

保健師又は管理栄養士等の資格を有し、保健指導に従事する者。
対象者数 30 名（下記 5（1）、（2）及び（3）の受講者）

5 業務内容

県が募集し受講申込みのあった市町村の保健師又は管理栄養士等を対象とした受講生(以下「受講生」という。)が、主に CKD 重症度分類ステージ G3a 期程度までの対象者への保健指導に必要な知識と技術を習得し、面談に必要な知識と技術を展開できるように下記（1）、（2）を実施する。

また、受講生が面談において、（1）、（2）で習得した知識、技術を展開する際、客観的な評価やアドバイス等を受けることで、より発展的に展開できるように下記（3）を実施する。

（1）e ラーニング の実施、管理

- ①e ラーニングにおける到達目標を立て、約 30 時間程度の e ラーニングを実施し、講義の受講に必要な知識を習得できるよう進捗状況等の管理を行う。
- ②①の実施に必要な使用方法及び ID 等に関する資料を県に送付する。
- ③e ラーニング終了後、到達目標を達成できているか確認を行うことを目的に、受講生自身が理解度等を把握できるよう理解度テストを実施すること。なお、結果については、県に報告するものとする。
- ④上記に加え、応用的知識を習得できる約 6 時間程度の e ラーニングを実施し、希望する受講生が受講できるようにするものとする。

（2）講義・演習の実施

- ①講義・演習における到達目標を立て、12 時間以上の講義・演習を実施する。このうち、演習（ロールプレイング）については対面により、その他についてはオンラインにより実施するものとする。
なお、講義・演習用の教材となるテキスト、ワークシートその他講義に必要なものは、受注者が準備するものとする。
- ②講義・演習終了後、講義等の到達目標を達成できているか確認を行うことを

目的に、受講生の理解度等を確認すること。なお、結果については、県に報告するものとする。

(3) 受講生への保健指導支援コーチング

講義等の到達目標、時間及び内容に基づき、上記(1)(2)の受講生(前年度受講生を含む。)が実施する保健指導に対し、メール等によりコーチングを実施し、受講生を支援する。

(4) 業務報告書の作成

上記(1)～(3)に関する実施報告書を作成し、事業終了後に県に提出するものとする。

(5) その他

(3)は、コーチング開始前に受講生及び保健指導対象者の状況等を確認し、実施対象者等に変更がある場合は、別途協議を行うものとする。

6 業務の実施方法

受託者は、業務開始前のほか、業務着手後から業務完了まで、業務の遂行に当たっては県と緊密に連携をとり、円滑な業務の実施に努めること。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の全部再委託の禁止

受託者は、本事業の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、効率的な業務を遂行する上で必要と認めるときは、県の事前の承諾を得た上で、その一部を委託することができるが、再委託費の合計金額は、全委託費の2分の1未満でなければならない。

(2) 個人情報保護

受託者は、本事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いについて十分留意するとともに、県の指示に従うこと。

(3) 守秘義務

受託者は、本事業を遂行する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、本事業終了後も同様とする。

(4) 経理

本事業に係る経理状況を明確にしておくとともに、県の求めに応じて説明すること。

8 事業終了後の提出書類

事業終了後、その事業の成果を記載した委託業務実績報告書を提出するものとし、下記の事項を報告内容に含めるものとする。

(1) 事業名

(2) 事業実施期間

(3) 実施した事業内容

(4) 成果物の内容

(5) 事業完了日